

共済より

Contents

- 平成23年度の年金額改定について
- 年金にかかる所得制限について
- 加給年金について
- 年金加入期間確認通知書の請求について
- 漢字の使用について

平成23年度の年金額改定について

「地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令等の一部を改正する政令」(平成23年3月31日政令第59号)が平成23年3月31日に公布されました。この政令に基づき平成23年4月分から年金額の改定計算を行いました。

平成22年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス0.7%(直近の年金額改定の基準となる平成17年と比較してマイナス0.4%)となったため、平成23年度の年金額については、これに合わせて0.4%引き下げることとなりました。

いわゆる従前額保障された旧共済法による年金額については、原則として年金額に変更はありません。

年金にかかる所得制限について

～ 支給停止調整額が46万円へ改定されました ～

再雇用嘱託員になったり、民間会社などへ再就職し、厚生年金保険等の年金制度に加入された場合で、給与収入が一定額以上ある場合は、年金額の一部が停止されることになっています。これを「所得停止」といいます。

(1) 停止の対象となる方

昭和12年4月2日以降に生まれた退職(共済)年金または障害(共済)年金の受給権者を対象とし、これの方が再就職により以下の各公的年金等の被保険者等となった場合です。

ア. 厚生年金保険の被保険者

(注)70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所に勤務されても、厚生年金保険の被保険者とはなりません。所得停止の対象になります。

イ. 日本私立学校振興・共済事業団(私学共済)の加入者

(注)70歳以上の方が私学共済の適用事業所に勤務されても、私学共済の長期給付(年金)の加入者とはなりません。所得停止の対象になります。

ウ. 国会議員または地方議会議員

(2) 停止額の計算方法

他の被用者年金制度における基準収入月額相当額と基本月額合計が46万円(=支給停止調整額)に達するまでは満額の年金を支給し、これを超える場合は次の算式で計算した額を停止します。

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{基準収入月額相当額}^{*1} + \text{基本月額}^{*2}) - 46\text{万円}^{*3}}{2}$$

(月単位で計算します)

***1** 基準収入月額相当額 = 標準報酬月額 + 賞与・期末手当等 × 1/12

なお、標準報酬月額については、被保険者である日の属する月の前月における金額が、各月の年金の停止計算の対象になります。また、賞与・期末手当等は、被保険者である日の属する月の前月以前の1年間の総額を12で除した額が、年金の停止計算の対象となります。

***2** 基本月額 = 退職共済年金等の年金額 × 1/12

(加給年金額、職域年金相当部分及び65歳以降の経過的加算額を除く)

***3** 「46万円」(=支給停止調整額)は賃金や物価の変動等により改定されます。

平成23年度は、46万円へ改定されました。

平成23年3月分まで → 47万円

平成23年4月分から → 46万円

(注) 65歳以降の老齢基礎年金は停止の対象となりません。

(3) 停止対象期間

厚生年金保険の被保険者等として就職した日の属する月の翌月から、当該被保険者等として退職した日の属する月まで。

(例) 平成23年3月31日に定年退職された方で、平成23年4月に再就職により厚生年金保険に加入された方の場合。

平成23年4月分…停止対象期間にはなりません。

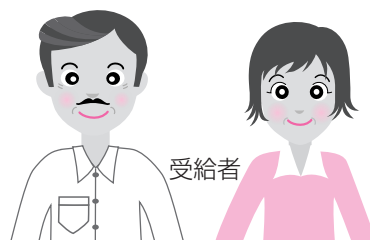
平成23年5月分…平成23年4月の標準報酬月額と、過去1年間(公務員在職時の平成22年5月から1年間)の期末手当等の総額を12で除した額を基に計算されます。

ただし、これらの計算は6月期支給(4・5月分)時点では、日本年金機構等との情報交換ができないことがあります。この場合、5月分で年金の一部支給停止額の発生する方は、8月期支給(6・7月分)時に過払い額を遡及して控除します。

8月期支給分だけで控除しきれない方については、8月に返還の請求をさせていただきます。

加給年金について(ねんきんQ&A)

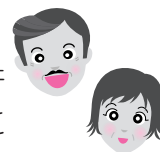
配偶者は老齢厚生年金を既に受給しています。
私の退職共済年金の支給が、平成23年4月分から始まりました。
私が退職共済年金を受け取るようになったら、配偶者の老齢厚生年金について何か手続きが必要になると聞いたのですが…



共済組合

まず、配偶者の方の老齢厚生年金には「加給年金額^{*}」が加算されていますか？

はい。年金事務所で確認しました。
たしか、加給年金額って、一定の条件に当てはまる場合に、基本の年金額に特別に加算される部分でしたよね。



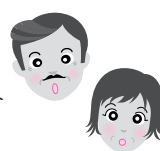
受給者



共済組合

そのとおりです。配偶者の方の老齢厚生年金に加算されている加給年金額について、その加算を停止する手続きが必要となる場合があります。

それはどんな場合ですか？



受給者



共済組合

あなたの組合員期間が20年以上ある場合です。加給年金額は、その対象者である配偶者が、組合員期間(被保険者期間)の合計が20年以上または20年以上とみなされる^{*}公的年金の支給を受けるようになると、その加算が停止になります。

では、私は組合員期間が20年以上あるので手続をする必要がありますね。配偶者の老齢厚生年金についてですので、手続は年金事務所ですればいいんですよね？



受給者

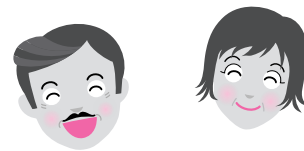
^{*}男性は40歳、女性は35歳以降に厚生年金保険に15年間以上加入した場合などが該当します。



共済組合

そうです。
手続方法については、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

この加給年金額の停止条件は、厚生年金だけではなく、配偶者が共済年金を受給している場合も同じです。共済年金については、該当する共済組合にお問い合わせください。



受給者

* 加給年金額とは *

加給年金額は、20年以上の組合員期間を有する退職共済年金または2級以上の障害共済年金の受給者に、受給権発生当時(昭和16年4月2日以後に生まれた退職共済年金の受給者の場合には定額部分の支給開始時)に生計同一であった配偶者等がいる場合に加算される金額です。すでに2級以上の障害共済年金を受給している場合でも、年金の受給権が発生した後に結婚し、生計を維持する65歳未満の配偶者を有する方は、平成23年4月以降加給年金額が加算されます。

なお、退職年金、通算退職年金、障害年金等いわゆる旧法の年金には加算はありません。



年金加入期間確認通知書の請求について

年金加入期間確認通知書を請求される場合は、以下の①～⑧を記載した用紙と80円切手を貼った返信用封筒(宛名を記入してください)を同封のうえ、共済組合までご請求ください。

- ①年金証書記号番号 ②氏名及び押印 ③生年月日 ④郵便番号・住所 ⑤電話番号
⑥請求理由 ⑦在職期間(公務員前歴がある方はその期間も記入してください) ⑧発行希望枚数

- *受給者本人以外の方が請求される場合は、委任状及び請求者の本人確認ができる証書類のコピーを同封してください。
*共済組合のホームページに様式を掲載しておりますのでご利用ください。

漢字の使用について

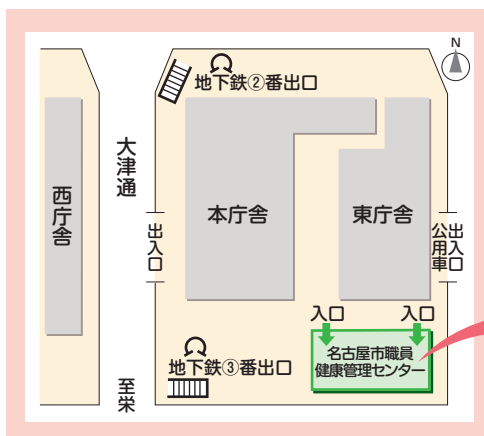
年金証書等の漢字氏名については、戸籍上の漢字を使用するのが本来の形であると思われれます。しかし、現在共済組合で使用しているコンピューターは、すべての漢字に対応できるようになっておりません。

戸籍上の漢字がコンピューターで対応できない場合には、対応できる漢字等に置き換えて登録をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、一部の地名についても同様に漢字の置き換えを行っております。

置き換えた場合の主な事例

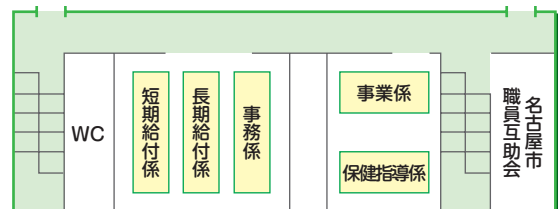
高	→	高	栞	→	桑	隆	→	隆
崎	→	崎	塚	→	塚	瀬	→	瀬
邊、邊	など	→	辺	その他変更の できないもの	→	カタカナ		



共済組合へのご相談は、こちらまで

◆給付課(年金事務など)

長期給付係 TEL.972-2159



この2階です。

発行 名古屋市職員共済組合

〒460-8508
HPアドレス(年金)

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
<http://www.nagoyashi-kyosai.com/nenkin/>

この「共済たより」を家族の方にもお見せいただければ幸いです。

この「共済たより」についてのお問い合わせ

給付課 長期給付係

電話(052)972-2159-962-1485 FAX(052)961-2504

この共済たよりは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。